資料１

運賃等協議会とは

座間市地域公共交通運賃等協議会の設置目的

道路運送法の一部改正に伴い、地域における需要に応じ、住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について議論する。

座間市地域公共交通運賃等協議会の協議事項

・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等の事項
・その他運賃等協議会が必要と認める事項

座間市地域公共交通運賃等協議会の構成員

・座間市長又はその指名する者
・運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
・関東運輸局長又はその指名する者
・関係住民の意見を代表する者として座間市長が指名する者
・その他市長が必要と認める者

※運賃等協議会の構成員は、道路運送法第９条第４項で規定されている者を委員とする必要がある。